

## 公文書一部開示決定通知書

蘭 総 号  
令和 5 年 6 月 1 2 日

野 村 一 也 様

蘭越町長 金 秀 行 

令和 5 年 6 月 2 9 日付けで請求のありました公文書の開示について、次のとおり一部を開示することと決定しましたので、蘭越町情報公開条例第13条第3項の規定に基づき通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	湯里駐車公園前の町有地（字湯里 353 番 3）の貸出しに関する全ての書類。ただし、前回開示を受けた 2020（R3）年 12 月 3 日以降の書類のみ。		
2 開示の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧	<input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 郵送
3 開示の日時	令和 5 年 6 月 1 2 日	午前 午後	時 分
4 開示の場所			
5 開示しない部分の概要及び理由	概 要	個人の氏名、印影、住所、所属団体に関する情報	
	理 由	蘭越町情報公開条例第 8 条第 1 号該当	
6 開示しない部分を開示することができる期日	年 月 日		
7 担 当 課 等	総務課総務係（Tel.55-6832）		
8 備 考	電子メールにて送付		

注1 当日都合が悪い場合又は不明な点がありましたら担当課に連絡願います。

2 開示を受ける際は、この通知書を提示してください。

3 6の欄は、開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求してください。

## 教 示

1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、蘭越町長に対して、審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、蘭越町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

差出人	総務係<soumuka@town.rankoshi.lg.jp>
宛先	[REDACTED]
日付	2022年02月02日11時16分55秒
件名	Re: 湯里 賃借人
添付ファイル	

[REDACTED] 様

お世話になります。

早速のご連絡ありがとうございます。

ご承知おきの通り、[REDACTED]様における第三者への建物の賃借に関しては、当町の裁量の及ぶところではありませんが、公有財産の管理監督の観点から、令和3年11月1日付土地賃貸借契約書第2条第2項の規定に基づき、確認させていただいた次第です。

また、万一、建物の賃借人が代わるようなことがありましたら、お手数ですが都度連絡いただければと幸甚です。

今後とも引き続きよろしくお付き合いください。

北海道蘭越町総務課総務係兼秘書係  
(選挙管理委員会事務局併任)

主事(書記) 米田 純希

〒048-1392

北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

TEL : 0136-55-6832 (内線2113)

◆令和3年4月1日より直通ダイヤル開通◆

FAX : 0136-57-5112

E-mail : soumuka@town.rankoshi.lg.jp (共通)

> 蘭越町総務課主事 米田純希様

> いつもお世話になっております。

> この度の土地再契約に関してのご尽力感謝しております。

> さて、電話でも報告した通り、令和3年12月1日より

> [REDACTED]に賃貸いたしました。

> 現在は、札幌の仕事が多忙のため、3~4月に引越し準備をしたいということです。

> 電気は契約済みです。凍結防止のサーモスタットのため。

> 水道は、止めております。

> 除雪に関しては、車が入れるようにと  
> 水道の量水器がわかる程度に私の友人に依頼しております。

> 仕事内容は、服飾関係(雑貨含む)の販売ということです。

> 輸入、ネット販売、店舗販売を考えているようです。

> 以上

>



発議	令和 4年10月14日	保存年限	永年・10年・5年・3年・1年・( )			
決裁	令和 4年10月 日	情報管理	□開示 (□全部 □一部 □時限)			
施行	令和 4年10月 日		□非開示 (非開示解除 )			
町長	副町長	課長	主幹	係長	係	合 議
						

## 電話対応報告書

受信日時	令和4年10月14日(金) 9時30分 ✓ 13時00分 ✓
発信者名	██████████ (080-██████████)
受信者名	総務課総務係 西川 健太 総務課管財係 中村 允哉 ✓

次のとおり、対応したので報告します。

件名	貸付中の土地に所在する建物の賃借について
内容 (要旨)	<p>—1回目、10月14日(金) 9時30分— (██████氏) 本日、FAXを送らせていただきましたが、賃賃借している土地の上に立っている建物を貸す方が決まりましたので連絡しました。</p> <p>(西川) 確認後、担当より折り返させていただきます。</p> <p>—2回目、10月14日(金) 13時00分— (中村) 西川へ連絡があった件について、確認なのですが、どのようないきさつでしょうか。</p> <p>(██████氏) 以前、前任の米田様にお伝えしたのですが、第三者への建物の賃借に際し、町の裁量が及ぶ範囲ではないものの、公有財産の管理監督の観点から、建物の賃借人が変わるようであれば連絡が欲しいと伺っておりましたので、その連絡でした。</p>

	<p>(中村)        ご丁寧ありがとうございます。        賃貸先はFAXに記載されておりました「の  様」でよろしいでしょうか。</p> <p>(氏)        はい。その通りです。        なお、大変恐縮ですが、私自身が引っ越してしまったこともあり、        どうやらその際に契約書の本紙を紛失してしまいました。        恐れいりますが、写しを郵送していただけますか。</p> <p>(中村)        承知いたしました。        確認後、郵送させていただきます。        どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>対応結果又は        今後の処理</p>	<p>決裁後、契約書の写しを先方へ郵送いたし、対応完了とします。 ✓  </p>

現場、湯の里馬車場公園内の建物です。 

10/19 2015 

